

広報委員会運営細則

制定：平成 13 年 6 月 9 日

改正：平成 17 年 5 月 20 日

改正：平成 25 年 10 月 27 日

改正：平成 26 年 10 月 26 日

改正：令和 2 年 8 月 20 日

(通則)

第 1 条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下「学会運営規程」という。）に基づき設置された広報委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定めたものである。本委員会の運営については、学会運営規程の定めによるほか、この細則によるものとする。

(組織および構成)

第 2 条 本委員会には、委員長（1 名）、副委員長（2 名以内）および幹事（2 名以内若干名）を置き、委員長、副委員長及び幹事を含め委員は 20 名以内とする。

2 委員長は、正会員より会長が指名し、理事会の承認を得る。

3 副委員長、幹事、委員は、委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。

4 本委員会に事務局長の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第 3 条 本委員会の所掌事務は、以下のとおりである。

(1) 企画委員会と連携し、調査・研究など学会活動とその成果の広報

(2) 災害情報への関心の喚起と知識の普及のための広報

(3) 内外の諸団体との交流および相互協力による本学会の広報

(4) 記者会見やメディアとの懇談会などによる本学会の諸活動の広報

(5) ニュースレターの企画・編集・発行、学会ホームページの運営・管理

(6) その他必要な事項

(小委員会の設置)

第 4 条 本委員会に、小委員会を設置することができる。

(本運営細則等の改廃)

第 5 条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

付 則

本運営細則は、平成 13 年 6 月 9 日から施行する。

本運営細則の改正は、平成 17 年 5 月 20 日から施行する。

本運営細則の改正は、平成 25 年 10 月 27 日から施行する

本運営細則の改正は、平成 26 年 10 月 26 日から施行する。

本運営細則の改正は、令和 2 年 8 月 20 日から施行する。